

法の日を迎えて ～法を身近に感じてみよう～

10月1日は、「法の日」です。

「法の日」は、国民の皆さんに、法の役割や重要性について考えていただくきっかけとなるようにと、裁判所、検察庁及び弁護士会の協議で提唱され、昭和35年、政府によって定められました。

法は、個人と個人との自由の調和を図り、安定した社会生活を送れるようにする役割を果たしています。また、国に対し、法に従って権限を行使するように命じることによって、国による権限行使が適正な内容と手続の下で行われるようにすることで、国民の権利を守るという役割も果たしています。

国民の皆さん一人一人が、法や裁判への理解を深めることは、社会の中でそれぞれの自由を尊重しながら、安心して暮らせる社会をつくることに役立つものと考えます。この機会に、是非、法や裁判について考えてみてください。

のぞいてみてください。法を身近に感じていただくために、裁判所、法務省、検察庁及び弁護士会では、10月1日からの1週間を「法の日」週間とし、毎年、全国各地で各種の行事を実施しています。裁判所では、今年も「法の日」週間中、裁判員制度に関するものを始め、全国各地で法や裁判手続に関する説明会や見学会等の催しを行う予定です。

各地の催しは、『裁判所ウェブサイト』<http://www.courts.go.jp/>で紹介しています。皆様のご参加を心よりお待ちしております。

日々わたしたちを取り巻く社会は変化し、生活の様々な場面で法の果たすべき役割がこれまで以上に重要となってきています。

国民の皆さんが刑事裁判に参加する裁判員制度は、施行から3年が経過し、今までに多くの方々が裁判員又は補充裁判員を経験されました。裁判員制度の最新情報や広報用映画・裁判員経験者へのインタビューなどは『裁判員制度ウェブサイト』<http://www.saibanin.courts.go.jp/>で紹介しておりますので、こちらも是非、ご覧ください。

裁判所は、これまでと同様、国民の皆さんのよりいっそうのご理解を得られるよう、広報活動を続けて参ります。